

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「協会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 協会役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる事業)

第3条 謝金の対象となる事業は、理事会及び担当管理職者が協会業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した事業（国内外を問わない）とする。

(事業出席謝金)

第4条 第3条に定める事業に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 事業の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 事業の運営及び依頼活動に必要な講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(謝金の単価)

第7条 謝金の単価は、別表に示し、事業出席謝金は、1日の単価としては4時間を超えるものとし、4時間以内を半日とする。

- 2 会長又は担当管理職者は、必要に応じて、前項の謝金単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の謝金単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり10,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

- 2 会長又は担当管理職者は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師及び職種の謝金単価)

第9条 講師・職種謝金の単価は、別表に定める単価とする。

講師謝金は、1日の単価としては4時間を超えるものとし、4時間以内を半日とする。

- 2 助成金によって支払われる謝金については、支払い手引きに定められた金額とする。
- 3 会長又は担当管理職者は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。
- 4 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

表 1 謝金単価表

区分	単位	金額（円）	備考
医師	日	30,000	
看護師	日	20,000	
通訳	日	20,000	
強化：トレーナーA	日	20,000	※強化活動に限る
強化：トレーナーB	日	15,000	※強化活動に限る
強化：トレーナーC	日	10,000	※強化活動に限る
強化：トレーナーD	日	8,000	※強化活動に限る
強化：コーチA	日	20,000	※強化活動に限る
強化：コーチB	日	15,000	※強化活動に限る
強化：コーチC	日	10,000	※強化活動に限る
強化：コーチD	日	8,000	※強化活動に限る
強化：コーチ・トレーナー研修生	日	3,000	※強化活動に限る
強化：心理・栄養・情報分析	日	15,000	※強化活動に限る
強化：アドバイザー	日	10,000	※強化活動に限る
強化：スタッフA	日	8,000	※強化活動に限る
強化：スタッフB	日	3,000	※強化活動に限る
強化：練習パートナー	日	5,000	※強化活動に限る
承認エデュケーター	日	10,000	※講習会の講師に限る
解説	日	10,000	
カメラマン	日	10,000	
レフェリー	日	6,000	※日本選手権等に限る
メダリストの派遣	日	25,000	※外部依頼の事業に限る
パラリンピアン派遣	日	20,000	※外部依頼の事業に限る
強化選手の派遣	日	10,000	※外部依頼の事業に限る
理事会が認めたもの	日	20,000	※外部依頼の事業に限る
協会の活動への従事	日	4,455	

（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第10条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 会長又は担当管理職者は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

（改正）

第11条 この規程の改正は理事会にて行う。

（雑則）

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、2021年4月1日に遡って適用する。

この規程は、2024年2月20日に改定

この規程は、2024年4月13日に改定
この規程は、2025年4月14日に改定
この規程は、2026年6月16日に改定